

市の帯識

▲市債
同か地方公共団体の事業
資金として、定られた事
業に対して一定の期間を定
めて償還を行うが、市の場
合は市債といふ長期(二十
年まで)短期(五年まで)
とがある。この償還を起す
ことを起債(きせい)とい
うが、通常長期の方を起す
六歳はいいが、このシヤ
クセといふことだ。

鳥栖公民

昭和30年3月20日発行 第一一四号
発行所 鳥栖市中央公民館(電話534)
印刷所 佐賀県鳥栖市(電話534)

鳥栖市長談話

「気心算入」これでは
何のことか分らぬが、頭が
痛くなった。人だけが太
かつたり面白く色紙を、か
つて無名の訪問者に對して
もらった。即ち、氣は強く
心は丸く開立せず、人は大
きく己は小さくとの意で、
他に寛大、自由に誘導して
訪人入給たれと示したの
であらう。
副市長、席間の正面に掲げ
て寄住坐臥、壁に貼る由
に又年と共に希望として表
わされている。



右(建設中のエタニップマイブ工場全貌)
左(建設中のエタニップマイブ工場全貌)

旧軍用で誘致のり出したエタニップマイブ
株式會社九州工場は、市発足と共に更に一段
の拍車がかかれ昨年九月着工の成果をみた。
基里町會場跡の同工場敷地は、一万五千坪、五
月末竣工時には操業の予定で、その完成が期
待されている。



林業振興の緻入
鎮林が治山治水の根幹であれば、その根幹
の基体である。市では平田原(鷹取北西寄)の約三町
七反を植林試験として運び去る二月よりブルドー
ザーを借入八開路中であるが、近き將來市の林業ライブ
ラリとして大いに利用してもらう計画を進めている
左(植林試験用地開拓途地)

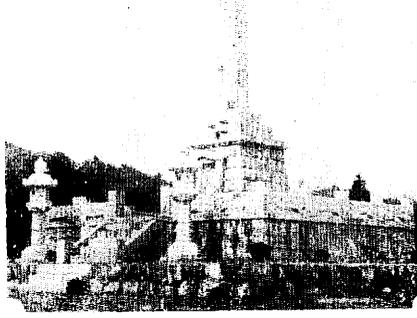
寫真特集



上(橋木、機岡区貯水法附近の水路)



(橋島知事の植樹)



(建立された植比の忠靈塔)

(福忠靈塔内部) 新築の忠靈塔表柱の中に日碑が一樣に祀られている。

鳥栖市本金庫
佐賀中央銀行
鳥栖支店
鳥栖市本金庫
佐賀中央銀行
鳥栖支店

鳥栖で
具植樹祭を
鳥栖で
具植樹祭を

田代町忠靈塔
町内戦没者一九〇名の霊
を鎮座に合せ祀り、永遠の
平和を希求するた忠靈塔
建設委員会では、植比の佳
境約五反の敷地に田代町忠
靈塔の建立を発起、昨年十
二月下旬着工、総工費二
〇万二千元で、二月十日除
式が行われた。

鳥栖市本金庫
佐賀中央銀行
鳥栖支店
鳥栖市本金庫
佐賀中央銀行
鳥栖支店

鳥栖市本金庫
佐賀中央銀行
鳥栖支店
鳥栖市本金庫
佐賀中央銀行
鳥栖支店

鳥栖市本金庫
佐賀中央銀行
鳥栖支店
鳥栖市本金庫
佐賀中央銀行
鳥栖支店

日住コンク
リート水路
ヤブサイロ風土埭、日本
住宅三つの成体である。
入員の操業も、活り活々
水結化しよとの念願を成
つて総工費三五万円で今年
一月下旬着工、基里町延方
一里田、鷹取町吉賀、旭
町保里一里田、橋木、機
今泉など市内六箇所に、橋
長二、八四六で三月中旬
竣工の予定。

旭町公民館
竣工近い
去る二十九年度の水管によ
る管で使用不能のまま
に留っていた旭町公民館は、
二十九年度において、社会
教育課として災害復旧、
教育補助の対策になり予算計
上されたが、今年度新築
の設計によつて既に入札を
終り近く着工されること
になった。

市發足以來の盛況
二十九年度最終市議會終る
昭和二十九年度最終
入二種一件に短期借
入として三月定期市債
本會議員(委員廿二)
をもつて市発足後十四日
鳥栖市議會を終了した。
今年度(昭和三十)
年度予算案をはじめ重要議
案の多かつたことから、殊
なりの難行か予想され、殊
に傍聴者は連日百名を越
議員で、鳥栖市議會はつ
ての盛況よりであった。
議案内訳の通り。
一、市會議員等非常勤特別
職の報酬その他支給條例
二、鳥栖市教育委員會教育
費の増徴その他支給條例
三、土地買収について
四、土地買収について
五、鳥栖市教育委員會教育
費の増徴その他支給條例
六、市會議員等非常勤特別
職の報酬その他支給條例
七、鳥栖市教育委員會教育
費の増徴その他支給條例
八、市會議員等非常勤特別
職の報酬その他支給條例
九、市會議員等非常勤特別
職の報酬その他支給條例
十、市會議員等非常勤特別
職の報酬その他支給條例
十一、市會議員等非常勤特別
職の報酬その他支給條例
十二、市會議員等非常勤特別
職の報酬その他支給條例
十三、市會議員等非常勤特別
職の報酬その他支給條例
十四、市會議員等非常勤特別
職の報酬その他支給條例
十五、市會議員等非常勤特別
職の報酬その他支給條例
十六、市會議員等非常勤特別
職の報酬その他支給條例
十七、市會議員等非常勤特別
職の報酬その他支給條例
十八、市會議員等非常勤特別
職の報酬その他支給條例
十九、市會議員等非常勤特別
職の報酬その他支給條例
二十、市會議員等非常勤特別
職の報酬その他支給條例
二十一、市會議員等非常勤特別
職の報酬その他支給條例
二十二、市會議員等非常勤特別
職の報酬その他支給條例
二十三、市會議員等非常勤特別
職の報酬その他支給條例
二十四、市會議員等非常勤特別
職の報酬その他支給條例
二十五、市會議員等非常勤特別
職の報酬その他支給條例
二十六、市會議員等非常勤特別
職の報酬その他支給條例
二十七、市會議員等非常勤特別
職の報酬その他支給條例
二十八、市會議員等非常勤特別
職の報酬その他支給條例
二十九、市會議員等非常勤特別
職の報酬その他支給條例
三十、市會議員等非常勤特別
職の報酬その他支給條例





